

表1 郵便等投票対象者

対象	障害などの程度	
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能	1級または2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	1級または3級
	免疫、肝臓	1級から3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹	特別項症から第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	特別項症から第3項症
介護保険の被保険者証	要介護状態区分	要介護5

表2 代理記載制度対象者

対象	障害などの程度	
身体障害者手帳	上肢または視覚	1級
戦傷病者手帳	上肢または視覚	特別項症から第2項症



選挙のめいすいくん

令和最初の選挙！ 投票へ行きましょう

この夏に「参議院議員選挙」、10月6日に「あきる野市長選挙」が予定されています。様々な投票方法があります。

▽期日前投票 投票当日に仕事や旅行などで投票できない方は、期日前投票を行うことができます。(選挙人名簿に登録されていれば、入場整理券がなくても投票できます)。

●投票期間：公示(告示)日の

翌日から投票日の前日まで
※国政・都政選挙での五日市出張所の投票期間は、投票日前週の日曜日(投票日の前日)までの7日間です。

●投票時間：午前8時30分～午後8時

●投票場所：市役所、五日市出張所

▽不在者投票 投票日当日に出張などで市外に滞在している方、入院中や老人ホームなどに入所している方で、あきる野市の選挙人名簿に登録されている方は、不在者投票ができます。

▽郵便等投票 身体に重度の障害があり、投票所へ行くことができない方のために、郵便などで投票ができる制度です。表1のいずれかに該当する方で、事前に郵便等投票証

明書の交付を受けておくことが必要です。この証明書の交付を受けることができる方は、自ら投票の記載ができる方です。

▽代理記載制度 郵便等投票に該当し、かつ、表2のいずれかに該当する方で自ら投票の記載をすることができない方は、あらかじめ投票に関する記載をさせる方(選挙権がある方に限る)を選挙管理委員会に届け出て「郵便等投票証明書(代理記載用)」の交付を受けることで、代理記載による投票ができます。

▽証明書の交付申請 本人か代理の方が身体障害者手帳などをお持ちの上、選挙管理委員会へ申請してください。

▽その他 詳しくは、お問い合わせください。

▽問合せ 選挙管理委員会事務局

大雨、台風に備えて 確認しよう

近年、集中豪雨や台風などで洪水や土砂災害などが全国で発生しています。いざというときに落ちついて行動できるように、日ごろから自宅周辺の危険箇所や避難行動について、確認しておきましょう。

住んでいる地域の危険箇所の把握

土砂災害警戒区域や浸水想定区域は、市が配布しているハザードマップ(市ホームページ掲載)で確認することができます。

避難行動とは

数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るための行動」で、次の行動が避難行動となります。

●指定緊急避難場所などへの移

危険な場所と避難行動

動(立ち退き避難)
●近隣のより安全な場所・建物などへの移動(立ち退き避難)
●建物内の安全な部屋(2階など)への移動(屋内安全確保)

立ち退き避難が必要となる災害の事象

家屋にとどまることにより「命を脅かす危険性」がある場合には「立ち退き避難」が必要です(別表1)。

屋内安全確保をとる事象

移動することがかえって危険と判断される場合には、「屋内安全確保」が必要です(別表2)。

梅雨を前に 危険なげや家のまわりの 再点検



梅雨や台風の時期には、長雨や集中豪雨で地盤がゆるみ、げやよう壁などの崩壊が起こりやすくなります。特に、危ないがけや不完全なよう壁で覆われた場所にある家や土地では、大きな被害を受けるばかりではなく、隣接する方々の生命、財産

にまで危険を及ぼすことにもなります。このようなことがないよう、日ごろから周りの安全を確かめ、危ない石積や土留などは補強改善し、雨水の排水を良くするなどして、安全対策に心掛けましょう。

すでに、関係機関から改善などの措置をとるよう勧告を受けている方は、補強、改良などの工事を行ってください。

なお、法律(宅地造成等規制法)で定められた区域内で、一定の高さ以上の切土・盛土をする場合や、よう壁などを築造するときは、事前に許可が必要となりますので、注意してください。

▽相談・問合せ 都市計画課指導係、東京都多摩建築指導事務所開発指導第一課監察担当 (☎042-548-2051)

●内容は聞き取れない場合：☎0120-558-5400 (フリーダイヤル)

※放送から24時間以内で利用できます。

※050から始まる一部のIP電話は利用できません(☎042-558-7777(有料ダイヤル))

▽あきる野市メール配信サービス

別表1

災害種別	立ち退き避難が必要な事象	立ち退き避難の行動
土砂災害	・斜面の崩壊のおそれがある場合 ・土石流の発生または発生するおそれがある場合 ・地すべりの発生または発生するおそれがある場合	・親戚や知人宅に移動 ・近隣の頑丈な建物に移動 ・指定緊急避難場所などに移動
水害	・家屋の流出のおそれがある場合 ・長時間の浸水が予想される場合 ・自宅の最上階まで浸水するおそれがある場合	

別表2

災害種別	屋内安全確保をとる事象	屋内安全確保の行動
土砂災害	・土砂災害警戒区域などにおり、すでに暴風雨となっていて外に出るのが危険と判断した場合 ・避難勧告などが発令された後、まだ避難しておらず、外に出るのが危険と判断した場合	・斜面から離れた反対側の部屋に移動 ・斜面から離れた2階の部屋に移動
水害	・浸水想定が浅い区域で、家屋の流失のおそれがない場合 ・すでに暴風雨となっていたり、周囲が浸水したりして外に出るのが危険と判断した場合	・屋内の高いところに移動 ・家屋の2階や場合によっては屋上に移動

ス 未登録の方は、3面の「メール配信サービス未登録の方へ」をご覧ください。

▽消防団などによる広報活動
▽気象庁ホームページ
▽テレビのデータ放送の利用
リモコンの「d」ボタンを押すとデータ放送が表示されません。

樹木や看板などの適正な管理をお願いします

強風により倒木や看板などが吹き飛ばされたことが原因で住民や住宅等に被害が出た場合、所有者の責任が問われることがあります。定期的な樹木の枝払い



音訳ボランティアの協力により作成をしている、デジ版広報あきる野(音声版広報)のCDを各図書館で貸し出しています。図書館の利用者カードをお持ちならなども利用できます。詳しくは図書館にお問い合わせください。